

## 第3回亀山市まちづくり基本条例推進委員会議事概要

日時：平成27年1月23日

9:00~

場所：本庁舎3階第3委員会室

### 1. 会長あいさつ

みなさんおはようございます。

本日の午後は、今週月曜日に亀山市自治会連合会主催で開催された研修会で話をさせていただいたような、これからの地域自治のあり方についてというテーマで、東海地区の自治体関係者の出席が中心になる勉強会が名古屋で開かれて、そこで講義をすることになっている。亀山市の地域活動の応援券の話など、ここで勉強させていただいていることを踏まえながら、自治体職員が中心の会議になると思われるため、職員の皆さんに頑張ってもらえるよう話をしたいと思っている。

地域社会の高齢化が進み、ごみの分別一つにしても、なかなか情報が正確に伝わらないということを家族との会話の中で身をもって実感した。そういう社会に向けて、まさに亀山市の場合はまちづくり基本条例を作って、今日も議論になるが、まち協の具体的な根拠付けなどについては、別途会議で議論しており、この推進委員会では次期推進計画に向けて、「地域づくり」、「協働」、「基本条例との整合」ということが検討テーマとして挙げられている。そして来年度以降の課題も、私たちが出していかないといけないということも念頭に置きながら限られた時間であるが議論を進めていきたい。

それでは、事項書に沿って進めていきたい。本日の協議事項としては、まちづくり基本条例の改正と「地域づくり」に関する現状の取組みの説明となっている。本日聞いた説明を受けて、次回、色々と議論を行うという形式で会議を進めていくのでよろしくお願いしたい。

### 2. 協議事項

#### (1)まちづくり基本条例の改正について

事務局：資料説明

(説明要旨)

- ・まちづくり協議会の法的位置付けについて
- ・次期総合計画の策定根拠について

会長：事務局から、まちづくり基本条例の改正について説明があった。

私も地域自治に関する有識者会議に参加しているが、理念条例である基本条例の中に、まちづくり協議会のことを細かく書くということは他の条文とのバランスを失することになると言われている。そうであれば、組織条例ということで別立てにして、さらに、条例の本文に盛り込むものと規則に書くものということで整理をしながら、組織条例でいく必要があるのではないかとというのが現状の議論となっている。

同じく、総合計画についても、法に策定の根拠がなくなり、新たに設置根拠を規定しようという場合は別に作るという方向で議論が進んでいるという報告であった。

この点について、委員より、ご意見やご質問などあるか。

委員：今回の会議の開催通知に条例の改正についてとあったので、相当中身まで出てくるのかと期待してところもある。もう少し深いところは次回に期待したい。

資料には、まちづくり協議会組織条例とあるが、この組織という意味は何か。

会長：まちづくり協議会として、組織のあり方がどうあるべきかを規定するものということか。

担当部局：現在進めているまちづくり協議会は人格を有していないが、人格を有したときの組織体のようなもので、まちづくり協議会の範囲や構成メンバーなど、一つの構成体というようなイメージをしている。

会長：そういったイメージも含めて、こういったものが地域協議会ですということを条例で宣言するということになると思う。

委員：今の説明では、わざわざ組織条例として、組織という言葉を使う意味が分からない。組織という冠を付けなくてもよいのではないか。

担当部局：条例名称は、まだ決まっていない。仮称である。条例をどういった名前にするかは決まっていない。

まちづくり協議会に法的な位置付けをするための条例ということである。行政と対等なパートナーシップをもって、亀山市のまちづくりに取り組んでいくという位置付けを明確にするための条例と考えている。

委員：言葉として、組織という言葉がまちづくり協議会と条例の間に挟まれていることから、何か意図があるのかと思った。

会長：まちづくり協議会条例でも良いわけである。

有識者会議の議論では、まちづくり協議会の組織条例という呼び方をしていたが、できるだけゆるやかな条例であるべきだという話であった。がちがちに固めてしまって、亀山市の市街地も山間部も、同じような組織体制を取らないとまちづくり協議会としては認めませんということはおかしいから、できるだけ地域性に応じたゆるやかな組織体であるべきであろうということ。それから、ゆるやかであっても、亀山市と一緒にになって色々やるわけだから、そのときはきっちりと責任を果たしてもらわないといけない。そのためには、まさにコンプライアンスをどのように果たすかや総会と決算の関係をどういうようにやるかというのは全市一律で決めておかなければいけないと思う。そういうような全市一律でやらなければいけないことと、組織体制は地域性に応じて、ある程度選択できるようなものということを色々議論して、条例の骨子としてまとめつつあるという状況である。だから、ご指摘を受けるまで、組織条例ということには、何の疑いも持たずに使っていた。そこは、条例名称も今後検討していくべきだという話を言っていこうと思う。

委員：今、会長から、まちづくり協議会として認めませんというような話もあったが、そういうような条例の内容になるのか。

会長：認めないというものにはならない。例えば、地域には、一つしか作れないというような書き方になる。

委員：地域で作ったまちづくり協議会を行政としてはどうやって相手にしていくのが当然書き込まれていくのか。そういう意味で認めませんという言葉が出てくるのかと思うが。

相手にするのかもしれないのかということになると思う。

会長：相手にするのかもしれないかではない。基本的に認可ではない。

条例の検討の中では、先ほども少し言ったが、一つの地域には一つのまちづくり協議会しか作ってはいけないということぐらいは書かないといけないのではないかと考えている。

委員：作らないところは、どうなるのか。

会長：作らないところをどうするかというのは、今回の条例の検討の範囲外にあるけれども、確かに悩ましいところである。

委員：作らないところは、行政として相手にしないということとはできないと思うがどうか。

担当部局：そのようなことは考えていない。サービス水準が多少変わってくると思う。

委員：そういうことが、条例の中で明確になるのか。今はまったく資料がない中で議論しているため、全く見えてこない。

担当部局：例えば、すでに始まっているが、現在の地域活性化事業補助金は、補助対象者はまちづくり協議会となっており、特定の団体を対象とした補助金となっている。その補助金については、まだ、まちづくり協議会を立ち上げていない、地区コミュニティのところは補助金を受けられないというようなことで始まっている。

まちづくり協議会が立ち上がったところとそうでないところは、必然的に行政も支援策が若干変わってくると思っている。

委員：この前にも説明を聞いたが、県の森と緑の県民税の補助金が受けられる団体として、まちづくり協議会ということで二つほどのメニューが出ていたが、まちづくり協議会と他を区別することは法的に問題ないのか。

例えば、まちづくり協議会をつくっていないところが、こういう取り組みを自分たちで行って、まち協だけを補助金の対象とすることはおかしい、自分たちも同じような取り組みをやっているが、たまたま、まち協ができていないだけだということがあると思う。そうなったときに、同じように補助金の対象とすべきだと話が出たときに、市側は答えられるのか。

会長：おそらくそれは、今回のまち協の組織条例でも出てくると思うが、地域で今後の地域社会をどうするかという計画をまず作っていることが前提になると思う。

委員：そうすると、まちづくり協議会という名称にはこだわらないのか。従来どおりの地域コミュニティという名称でもよいのか。

会長：名称自体は、従来の名称を使うということもありえると思う。政策的に混同が無ければ、個人的には構わないと思う。

ただ単に名称ではなくて、要件は一つの地域には、一つのまち協しか作ってはいけないと、まち協ができれば、そこに色々な団体が集まって、まずは5年後、10年後の自分たちの地域がどうなるんだろうということをみんなで検討して、じゃあどうするかという計画を作るというところまでをやってくださいということになる。

委員：非常に細かい話をしているが、そうすると、まちづくり協議会があってもなくても同じということになるのか。

会長：まちづくり計画ができたところに対して支援をすることになる。森と緑の県民税の事

業も、そういう計画がないと補助金を出せない。

委員：森と緑の県民税の事業の中では、補助対象がまちづくり協議会とはっきりと限定されている。だから、その差別化が本当によいのかと思う。

また、そこから話をさかのぼると、このまちづくり協議会条例なるものが必要なのかというところまで話が及ばないかと思う。要するに、まちづくり協議会とはなんぞやというところが、今の話でいうとあやふやになってくる。なぜ、まちづくり協議会でないとだめなのか、従来の地区コミュニティではだめなのかということが、会長の話や担当室長の話を聞いていても一つも明確になっていないと思う。

会長：一つは、これから地域の自治組織に色々なことをやってもらいたいということはある。その受け皿になってもらうときには、何らかの準公共的な団体であるという位置付けが必要であると思う。その位置付けの部分が、今回の設置条例だと思う。

委員：そういう意味では、まちづくり協議会がこんな団体で、こんな機能を備えているということが明確になった段階で、行政としてそれを認める、認知するという方向のほうがりやすいと思う。

会長：話は分かるが、残念ながら、今の段階で市役所がそういう地域の団体を、法的な権限を有する法人格を持つ団体として認可するとすれば、その法人格を与えることができるのは、地縁組織しかない。あとは、NPO などであるが、県の認証である。

委員：これは、亀山モデルがあってもよいのではないか。亀山市独自の取り組みがあってもよいのではないかと思う。

会長：現状、法律ではその権限が与えられていない。そこまでは、今の段階では検討していない。地縁組織では、非常に動きにくいので、まずは、準公共的な団体でいこうということを検討している。

実は、今日の午後の名古屋での勉強会というのは、この法人格をどのように付与することができるのかということについて色々検討会が開催されている動きがあり、そうした動きの報告も聞きながら勉強する予定である。みんなこういう意識は持っている。法人格は必要だし、その法人格を基礎自治体である市町村が付与できるというような権限がほしい。それには法律改正が必要であるため、だったら法律改正の動きを起こして行こうという動きが、全国的に起こりつつあるという状況である。

委員：そうなる、前から懸念していたことであるが、まちづくり協議会でなくてはならないということは外れてしまいそうである。今の話であると、色々なことをやるのに、まちづくり協議会でないといけないということは無いと思う。

会長：先ほども言ったとおり、色んな団体が参加していて、地域を網羅しており、その団体が集まって、まちづくり計画を作るという一連の過程が必要である。

委員：しかし、それは、まちづくり協議会でなくてもできると思う。

会長：まちづくり協議会でなくてもできるが、まち協のまちづくり計画の実施に対して、市がこれから様々な支援として、地域でお金が動かしやすいように一括交付金化していこうとなると、そのお金がどのように上手く使えるかという仕組みや組織までは、名称はどうであれ、担保しておかないといけない。これは、公金を支出する場合には必要なことである。

委員：例えばその担保の仕方として、まちづくり計画を作ったものを市が認めるとか、計画の内容を市が認めるといった手続きがあった方が押さえになると思う。

会長：市が認めるというところまでは考えていない。そういうものが無いと一括交付金の対象にはなかなかできないということは議論している。

委員：そういったところまで、このまちづくり協議会条例の中に書き込むと分かりやすい。

会長：これを条例に書き込むのか、規則に書き込むのかは、今後判断しなければいけない部分であるが、現在では、そういうような議論をしている状況である。

委員：まち協の設立について、今はコミュニティ＝まち協というようなイメージであるが、今ある一つのコミュニティ地区の中で分けたり、新しい範囲でまちづくり協議会を作ることあり得るのか。それとも、亀山市の場合は、絶対にこのコミュニティの範囲しかだめなのか。

担当部局：新しい範囲はない。まち協の中の別の組織として、任意のNPOとしての位置付けになってくると思う。

委員：例えば、やねだんのように、地域コミュニティで法人格を持って、儲けを生み出しているところもあると思うが、自分たちのコミュニティでこれは作ったということでもとまる場合は、まちづくり協議会とは認められずに、NPO等の組織という位置付けになるのか。

担当部局：そこには、市で言うまちづくり協議会としての位置付けはない。

委員：それはおかしいのではないか。今の段階では、市がまちづくり協議会を定義するものは無い。したがって、コミュニティの範囲の中で、地域の皆さんの合意で、今のコミュニティを半分に分けて、これだけの部分でまちづくり協議会を作りましたということになってもよいと思っている。それがだめであれば、先ほどまでの議論がおかしいことになる。

要するに、地域の団体が、地域の住民の総意で、地域の範囲や構成員をちゃんと決めて、規約も作り、どういう活動をするかを決めればそれでよいはずである。今、市は、一つのコミュニティを相手にして動いているから、そんな考え方になっているだけで、どういう単位でまち協を作ろうがそれは構わない。

委員：本当はそうだと思う。

担当部局：それを突き詰めていくと、それは自治会や自治会活動になると考える。自治会の単位で、自分たちの会費を取って、計画を作っているし、合意形成の仕組みもある。

委員：極端な話を言えば、自治会がまちづくり協議会の一つの単位であってもよいということではないのか。

委員：それはそうだと思う。

会長：まちづくり協議会の範囲が、何が一番よいのかという議論も色々なご意見があると思う。それで、これからの高齢化の話や地域で色々な活動、例えば地域包括ケアや今度の子ども子育ての支援の拠点の話などを地域でしていただかないといけないということを考えると、少し広めの範囲が必要だという議論になるだろうと思う。そうなる、それは、おそらくおおよそ小学校区の範囲という決め方をせざるをえないと思う。

委員：それはその考え方でよいと思うが、その範囲を決めるのはやはり住民だと思う。

会長：だから、その部分の議論だと思う。

委員：例えば、大きなコミュニティの中で、一定の地区を分けて、自分たちで日頃からやっていたというケースも万が一出てくる場合も考えられる。

委員：そういうことはあってもよいと思う。

会長：それが、おおよそ小学校区の範囲かどうかということになると思う。それを第3者的に決める組織が必要かどうかというのは議論としてあると思う。

担当部局：これまで、昭和53年からコミュニティ政策をずっとやってきており、今の25地区のコミュニティは、ただ単にポットで作っただけではなくて、地域活動組織として歴史的な背景がある。行政としても、その単位で、活動拠点施設をきちんと整備して、その地区の範囲で、地域づくりを行ってほしいという考え方の元に、今回、まちづくり協議会という新たなしくみづくりを提案しているわけであり、その範囲を変えることになれば、また、元に戻る議論になるのかと思う。

委員：今の話を聞いていると、名前が、コミュニティからまちづくり協議会に変わるということだけだと思う。コミュニティであっても、全く同じことをすればよいだけである。まち協に名前を変える必要性が全然無いと思う。私は、ずっと前から疑問に思っている。

担当部局：コミュニティは、コミュニティ活動として各地域の特色を持った運営をしていただいてる。これからのまちづくりのしくみがないわけである。

委員：名前を変える必然性がどこにあるのかということが分からない。

委員：色々な議論があることが分かった。2日前にも、会長には、亀山市でコミュニティと自治会の会長に対して、地域づくりの話をしていただいた。

自治会というのは、昭和35年にできて、コミュニティは、昭和53年にできた。今、県内29市町をみると、一つの地域で自治会とコミュニティという二つの組織名で進めるのは、亀山市だけである。私自身も最初に感じたが、一つの地域に自治会長とコミュニティの会長がいると、どうしても、どっちが上や下やという議論が出てくる。最近でも、そのような話は連合会から出てくる。

その中で、昭和53年のときに、国なり県が地域をもう少し仲良くして、色んなことで協力するよう、地域というものをもう少し守ろうとか、育てようということで、亀山の場合は、今井市長がいち早く取り組んだ。その中で、委員が言われるように、まちづくりで戸惑っているのは、自治会もある、コミュニティもある、まちづくり協議会もある、3つあってどれが本当なのかというところだと思う。

一番市民の皆さんが戸惑うのは、コミュニティでやるのか、まち協でやるのか、自治会を発展させていくのか、というところがはっきりしていないという点だと思う。

会長：それは条例でも、これはまち協の役割、これは自治会の役割、これはコミュニティの役割ということは言わないと思う。それは、地域で議論していただければいいと思う。その場を、まずは作るところから始めましょうというところになると思う。

委員：だから、コミュニティの名前でこのまま残ってもよいわけなのか。

委員：今の話だとよいと思うがどうか。

担当部局：名前が変わらないと分かりづらいという面はある。要は、名前に主眼を置いているわけではなく、住民参加のしくみ、合意形成のしくみができており、自分たちの目指すまちの将来の姿がきちんと明確に計画でできているという仕組みをつくるのが、まちづ

くり協議会ということで、亀山市は位置づけている。

委員：それは、コミュニティでもできる。

担当部局：コミュニティでもできるが、住民の皆さんにとって何が変わったのかと混乱することになると思う。これまでのコミュニティ活動には長い歴史があるため、コミュニティの名前のままでは従前と何も変わらないではないかとなってしまう。したがって、まちづくり協議会という名称の変更は、これからは自分たちのまちは自分たちでつくり上げていくんだという意思表示でもある。地区コミュニティのままでもよいではないかというご意見もいただいたが、これからは自分たちが参加で、自分たちが汗をかいて、自分たちがもっと活動するんですよということの看板をきちんと上げるためにまちづくり協議会というものを位置づけている。

委員：ということは、基本的には、コミュニティのままでもやろうと思えば、まち協と同じしくみができるが、今回のまちづくり協議会というのは、コミュニティの看板を変えただけということになるのか。

会長：本日のこの後の検討テーマで、さらに地域づくりについて説明を受けるため、それを聞いてから、この話については議論したいと思う。

まちづくり基本条例の改正については、まち協の法的位置付けについて、色々議論があるが検討をしているということ、また、総合計画の策定についても別条例で根拠を設けることで進めていきたいということを進捗委員会で聞かせてもらったということにしておきたいと思う。

## (2) 検討テーマ①「地域づくり」に関する現状の取組の説明

担当部局：資料説明（地域づくり支援室、高齢障がい支援室）

（説明要旨）

- ・まちづくり協議会の設立状況（設立数と今後の見込み）
- ・まちづくり協議会モデル地区や設立済み地区の検証
- ・まちづくり協議会など地域のリーダー養成を目的とした研修実績
- ・地域担当職員の活動実績と今後の展開
- ・地域予算制度の検討状況
- ・独居高齢者や障がい者など情報弱者に対するサポートの現状と課題

会長：検討テーマに関する取組状況について、担当部局から説明を受けた。まずは、情報弱者の現状と課題という部分について、委員のご意見をいただきたいと思う。

市としては、現在は、必要な情報は一定は届いているのではないかとということであったが、大きな課題で言うと、災害時が一番大きい課題となるが、その意味でいうと地域住民の支援が何よりも重要だということであった。これは、先ほども話が出ていた地域まちづくり協議会の一つの大きな役割になることも確かだろうと思う。まずは、このことについて、ご意見などあればお願いしたい。

委員：2点質問させていただきたい。一人暮らし高齢者や障がい者数の男女比は分かるか。また、それらの人数の推移で年々増加しているが、本当に増えているのか、それとも調査

方法が変わったために何らかの原因で増えているのか教えてほしい。

担当部局：男女の比率については、本日は資料を持っていないため分からない。また、障がい者数の推移であるが、福祉サービスが増えてきたこともあり、障がい者手帳を持っていないと、そのようなサービスを受けられないという現状もある。また、特に顕著な現状としては、介護保険が適用される65歳以上の方については要介護度に応じて、サービスに限度があるが、限度を超えた部分については、障がいサービスで超過分のサービスを受けられるというケースがあり、高齢の方の障がい者手帳の申請も非常に増えているという現状もある。以前は、寝たきりになって、わざわざ交付申請するということがなかったが、今は医者診断書を持って、申請にみえる方も増えている。

委員：それからひとり暮らし高齢者といっても、本当にひとり暮らしの方もいれば、離れに家族が住んでいるというケースもあると思う。どこまで、つかんでいるか。

担当部局：その捉え方は非常に難しいところではある。実際には、民生委員の方に、地域を回ってもらいお願いをしている。中には、すぐ近所に家族が住んでいても関係が疎遠な場合は、民生委員の判断でひとり暮らしとする場合もある。

また、市から緊急通報装置を交付させていただいている方が、市内で約250人みえる。この方たちには、市から実地調査に行くため、近所に全く家族やご親戚のない方がそれぐらいみえるということである。

会長：これについては、地域性というか、かなりたくさん独居高齢者の方がみえる地域というものも目立っているのか。

担当部局：はい。今、顕著になってきているのが、昭和40年代から50年代に開発された住宅団地で、家を同時期に建てられており、ひとり暮らしではないが、ご夫婦で高齢になってきた世帯というケースが多くみられる。まだまだ元気なため、今すぐにそれほど支援が必要という方は少ないが、以前は新しい住宅団地であったが、今は高齢者で夫婦だけでお住まいという方が増えてきたのも事実である。

会長：団地の直下型の高齢化であるが、中山間地域でぽつんと住んでみえる方もあるか。

担当部局：中山間地域は、一人暮らしの方が多い。若い方が外に出られている。ただ、びっくりすることに、そういう地域の高齢者の方は気丈で、体も元気な方が多いため、特に田舎はそういったサービスの支援をなかなか受けてもらいにくいということも多い。民生委員から、そろそろ介護認定を受けたらどうかという相談をもっていても、まだまだ大丈夫と言われる方も多い。

会長：とはいえ、亀山市の場合、孤独死というのはどうか。

担当部局：孤独死を防止するためにも、色々と対策をしており、先ほど申した緊急通報装置もその取組の一つである。残念なことに昨年度末くらいに、2件大きな事故があった。緊急通報装置が付けてあった家で、コールセンターでやり取りをしていた方が2人自殺されるというケースが続いた。ご家族の関係もあったとは思いますが、緊急通報装置が付いており、コールセンターとやり取りをしていたにも関わらず、そういったケースが出てしまったということから、来年度に向けて、緊急通報のシステムの大きな見直しを行う必要があると考えている。

会長：できればリアルな関係で、話し合いができるような環境があればいいと思う。



委員：今の緊急通報装置というのは、双方向なのか。

担当部局：基本的には、電話である。画面上の大きなボタンを押すと自動的にコールセンターに繋がるようになっている。双方向といえる。

委員：この装置が置いてある家庭には、同時に一斉に送信できるのか。

担当部局：それはできない。

委員：実は、自分たちの地域では災害時の情報提供が一番の問題だと思っている。市長が地域に来たときに何とかしてほしいとお願いをしたが、防災無線は考えていないと一蹴された。とにかく、防災無線は何とかしないとイケない。市内全域にやるというのは、非常にお金もかかると思うが、もっと簡単な方法で例えば地域を絞ってやっていくことも大切だと思う。それをもう少し考えないとイケない。色々な情報ツールで情報が入るようにしないとイケないと思う。

事務局：関地区には防災無線がある。亀山の方には、衛星電話などがある。現在、後期基本計画を進める中で、危機管理室が中心となってプロジェクトを作って、そのあたりの取り組みを進めている。FM放送や無線など色々な手法があって、環境を整備しようと思えばきりが無いため、時間をかけながら市に合ったもの検討しており、いずれ何らかの方針などを打ち出せるような状況に近づいてきている。

委員：高齢者向けにはアナログ的な手法の方がよいと思う。

事務局：多重な手法によって、一つに限らず、プロジェクトを組んで検討しているという状況である。

委員：なるべく早く進めてほしい。

委員：長野の地震で、多くの方が助かったというニュースの中で、地元で名簿がしっかりと管理されていたと聞いた。それは、どここのおばあさんは、どの部屋に寝ているということが分かっており、それで救助できて、死者がゼロ人だったという話を聞いた。

確認したいのは、個人情報はどこまで提供できるのか。

担当部局：危機管理局とタイアップして、地域で地図落としを展開しようという事業の中では、市の持っている個人情報は地元を提供していこうと考えている。どこまで提供できるかというところは大きな課題として残っている。例えば、重度の障害をお持ちの方で、どうしても一人では避難ができないような方の住所や名前、年齢などは地域に対して提供していきたいと考えている。それをもとに、例えば地域の方で、Aさんは、近くの元気なCさんにいざというときに避難を誘導してもらおうという形の地図を落としていただければいいと考えているので、そういった形での個人情報の提供は考えている。当然ながら、提供先がまちづくり協議会になるのか、自主防災組織になるのか分からないが、提供するには個人情報の協定を結ばせていただこうと考えている。

委員：参考までに、昼生の下庄では、自治会の方で先ほど言われた地図落としはやっている。参考にしてもらえるとと思う。

担当部局：市が後手になっている。川合町の方でも、地図ができていと聞いている。

会長：亀山市の方では対応されているかもしれないが、結構見落としがちなのが、吸引など色々な器具をつけた方や体温の調節がきかない方を避難所に避難させた場合に、避難所で電源が落ちたときどうするのかということについてである。ものすごくきめ細かな避難所

の設定が必要である。だから、予備電源を持っていて、室内の温度調節ができるような避難所を市内のどこかに1箇所は用意しておいて、色々な医療機器をつけた方はそこに避難させるといふところまでのケアを考えないといけない。避難所で命を落す障がい者の方も多かった。

委員：高齢者のひとり暮らしは、まちづくり協議会でもある程度対応できている。しかし、特に若い方で、障がいを持った方に関しては、あまり深く関わっていないというのが現状である。若い方で障がいを持った方は、どのように把握ができるか。

担当部局：民生委員の方に回っていただいているのは、65歳以上の方が対象である。若い方でも何らかの障がいサービスを受ける場合は、必ず、市の方へ申し込んでいただいて現状調査をさせていただく。その時点で把握ができるが、何のサービスも受けない、また障がい者手帳も持っていないという方で、若くて実際には不自由を抱えてみえる方というのは、現状では市で把握できていない。

委員：まち協でもそうだが、そういった点のサポートも何らか考える必要があるかと思う。

会長：プライバシーの問題と自立したいという意思があれば、なかなか手出しができない。周囲から見ていると不自由だろうと思っても、本人は全然そんなこと思っていない場合もある。ここは、難しいところである。

福祉のサービスというのは、基本的に申請主義であるが、そのサービスがあることを知らないということは一番よくない。申請すれば、少し介助が受けられて楽になるのではないということすら知らないということはだいぶ無くなってきたが、まだありえる。それを誰が、どういうふうに、その人に教えるのかということが難しい。前推進委員の明石さんがこの会議で言っていたのは、まさにそういうことである。実際、なかなか知らない人もいて、その人たちにどのように届けるのかということが課題であるということであった。ただ、今の段階では、障がい者手帳をもってみえる方たちにとっては、情報取得に関するニーズは特にないということで本日まで報告いただいた。

委員が言われたとおり、障がい者手帳を持ってないであろう人は、どのように情報を入手できるかということが問題意識の一つであると思う。これについては、検討の結果を一度聞かせていただきたい。まちづくり基本条例で、すべての亀山市民がまちづくりに参画できて、いろんなことができるということから言うと、情報がどれだけ公平に届くかということで、特に災害時の情報の提供の仕方というのはすごく大きいため、危機管理室との検討の結果をまたご報告いただければと思っている。

そういうところで、情報弱者に対する現状と課題については、以上にしたいと思う。

会長：それでは、地域づくりに関する現状と取組について、先ほどからの議論の続きになり、次回が本格的な議論になるが、次回に向けての意見出しとして意見があればお願いしたい。

委員：どうしてまちづくり協議会でないといけないのかということ、明確な表現で次回の会議の資料としていただきたい。できれば、それを条例の中に書き込むことで、住民の方も納得すると思う。認知度が低いということも、そういうことが明確になれば変わってく

ると思う。ここの部分がまったく説明されていないため、誰もがそこに疑問を持っている。

委員：地域担当職員制度の実績で、複数地区を一人で担当している職員は、自分の住む地域でないため、意欲をもって対応できないと書いてあるが、個人的には、自分の住む地域も大事であるが、客観的に他の地域を見れるのではないかと思う。

会長：地域担当職員制度を導入する際に、基本は自分の住んでいる地域という決め方をされたが、他の地域では、逆にあえて自分の住む地域を外すというやり方も取られている。

委員：私は、逆に外して欲しいとお願いした。

委員：個人的には、自分の住む地域だと客観的に見れないため、逆ではないかと思う。

担当部局：そもそも、市と地域と対峙する形を取っていないため、地域担当職員に対して要望したり、文句を言うという位置付けにはしていない。地域みんなでまちづくりを行う際のお手伝いをするという役目を持っている。そしてお手伝いをするときに、その地区の年齢構成はどうであるとか、その地区の歴史はどうであるということをそこに住んでいる職員はよく知っているし、将来に向けて、地域のために尽くしていただくという意味を込めて、地域担当職員をその地域の出身者ということにしている。

委員：理想はよく分かるが、地域の方がどうしても頼ってしまう。自立性の妨げになってしまうと思う。

担当部局：逆に頼られると、それを受け止められない職員もいると思うため、会議の運営の仕方なり、行政職員の持っているスキルを提供させていただくというレベルでしかないので、そういう位置付けを最初に明確に地域の役員の方たちにお伝えさせていただく。

委員：位置付けとしては、職員がリーダーではなく、支援であることをきっちりと踏まえたらいと思う。

担当部局：会議の際に参加するため、ファシリテーターのような形である。会議で意見は言わない。会議のまとめ方など、最後に重要なところを皆さんで共有できたかどうかを確認することをお手伝いさせてもらっている。

委員：地域担当職員には、女性もいるのか。

担当部局：今時点で女性職員はいない。どちらかというところ、地域の会議は夜間が多いため、家庭の事情などを考えて、男性としている。

委員：男女共同参画であるため、女性の力を活用してもよいと思う。

委員：この前の会議に地域担当職員が来たが、コミュニティと自治会の違いやコミュニティセンターの役割について質問しても何も知らなかったため、もっと勉強してもらう必要があると思う。自分が住んでいるからというだけで地域に行かせるのではなく、地域担当職員にコミュニティと自治会の違いやまち協の必要性や価値観などをもっと教えておかないといけないと思う。その職員がまちづくりのあり方について知らないという状態であった。職員に教育をして、行政としてはこういう形でまちづくりを進めているということを教えておかなければならない。

会長：それは、地域担当職員制度を始めるときに、まずは、絶対に地域要望を聞く係ではないということは何らかの指針として、例えば市長が明確に宣言したり、地域担当職員の役割という資料に会議のファシリテートが中心であるという役割を限定した文章を職員が持っていることが必要である。それからもう一つは、地域のことをよく知っていることが

前提で、制度がちゃんと説明できないといけないと言える。

そして、制度の説明をきちんとするために、今日議論になっている組織条例をちゃんと作ろうということになってくる。条例ができてしまうと、それについて説明するというのは職員の得意な部分である。今は、制度ががっちりできていたとは必ずしも言えない状況の中で、その制度について説明するということには、二の足を踏む部分というのは出てくると思う。

委員：これがきちんと分かっていたら、例えば、一つの地域で A と B の2つのまち協ができてよいかという質問に対して、それはこうだからだめなんだ、こうだからこうしないといけないと地域の方に言うようにしっかりとしないといけない。地域には一つしかいけない、その理由はこうだからだと知っていてそれを住民に言えるような地域担当職員がいれば、まとまりもよいと思う。

会長：地域担当職員について、色々ご意見もあったが、その他の部分でいかがであるか。

委員：地域のリーダーの育成の話であるが、公開講座の実施と書かれており、公開講座はよいと思うが、たとえば月1回定期的に開催するなどして、レベルがだんだん上がって行き、一年間受講すれば相当なスキルが得られるような講座を作りたいと思う。地域からどんな人に出てきて欲しいという言い方で、例えば、まちづくり計画を作っている人に出てきてほしいという言い方をすれば、多分出てきてくれると思う。ぜひお願いしたい。

担当部局：大変ありがたい話で検討していきたい。しかし、地域リーダー養成講座にすると自分が将来地域リーダーになるという覚悟を持ってやってきてくれる人が何人いるかというところも不安である。如何せん、地域の役員のみならず手がなかなかない状況の中で、明らかに養成講座に入ればリーダーになるんだという覚悟を持った人がどれだけいるのかということが疑問であるが、ありがたい話である。

会長：講座が成立すれば、大したものだと思う。

委員：自分の地域の例で言うと、まちづくり計画を作っている人には、5年間関わってほしいとお願いしており、内諾を得ている。その人たちの10人は入ると思う。

会長：だからそういう地域での決め方で、5年あれば、いろんなことができるということであると思う。

しかし、残念ながら、亀山市の場合、特に自治会の役員は、1年交代が多いと思う。そうすると、しんどいことだからという理由だけで変わっていることになってしまう。5年やるとなると、その間に楽しいことも見つけないとやってられない。それを、委員の地域は、年限を自分たちで決められたということ自体を我々が学ばないといけないところだと思う。

委員：リーダー研修を開催する場合は、時間の設定が難しい。昼間であると若い人が仕事を持っているため、参加が難しい。

担当部局：本来であれば、地域の役員でやる気を出される場所は、インターネットでも情報は取れるし、私どもに言ってもらえば、どれだけでも先進事例を調べさせてもらう。

委員：自治会から上がってきてもらって、まち協に参加してもらおう人でやる気がある人だと思っても、自治会で決め事があるため、一定の時期が来たら、交代してしまうことも大きな問題である。

委員：日本の国自体が、二千兆円の借金があって、何でもかんでも、国や県や市が、何かしてくれるという時代はもう終わった、地域のことは地域で考えてやっていこうということ  
を事務局の皆さんは言いたいのだが、言えないだけであると思う。

会長：ただ、その時にお金がないからやってくださいとなると重くなってしまいます。地域の状況を見たら、先ほどのお年寄りの緊急の話ではないが、やらなければ仕方ないところである。

委員：行政からすれば、地域のためにやっていると言いたいと思う。

会長：元々、市役所というのはそのための組織である。我々の税金を少しずつ出して、やっ  
てもらっているわけである。しかし、それは本来やってもらうべきことをしてもらえば  
よいのである。特に災害時で、例えば家の下敷きになった人を助け出すときに、消防車  
呼んで、救急車呼んでという時間があれば、それをやりながら自分たちでも助けないと救  
命率が下がってしまうことと同じだと思う。

委員：私は自主防災組織の隊長をしているが、防災のために、高齢者の住所、年齢、電話を  
教えてほしいと言ったら、市内で 1500 名の方が拒否された。危機管理室でも個人情報  
の壁があって、なかなかその方が情報を教えないということで自主防災組織としても困っ  
ている。私は、自分の命が大事なのか、個人情報が大事なのかと行政によく言った。非常  
に難しい問題がある。そこのところで、個人情報も大事であるが、自分の命をどう考える  
のかということであると思う。

会長：3 日前にお話した内容の真野地区で言うと、日常的な付き合いを深くやっているとい  
うことである。木造賃貸の住宅街で、一人暮らしの高齢者が多くて、1970 年代から入浴  
巡回サービスを行っていたり、配食サービスを行っている地区であった。それが 25 年間  
経ったときにドカンと地震が来たときには、普段どこでお婆さんが寝ているかまでみんな  
知っていたという話である。やはり、普段の付き合いが一番大事だということは、今日の  
資料にも書いてあったとおりであると思う。それで、情報の共有の部分で言うと、民生児  
童委員の持っている情報をもう少し出せるようになったと思う。

そして、それとともに、地域のまちづくり協議会が条例設置で作ることで、準公共的な  
団体と申し上げたが、それに対する信用が地域の皆さんから出てくると思う。そうすると、  
地域まちづくり協議会の元での防災組織なのだから、そこには条例で設置根拠があり、ま  
たそれぞれのまち協の中にはコンプライアンスなどの決め事があるのだから、そこに情報  
を提供してみようということ、今よりは情報は提供してもらいやすくなるのではないかと  
思う。

そこで防災の計画を作って、まち歩きを地域の人たちでやってみると、避難所に行くま  
でに、ここのブロック塀が危ないとか階段をどうするという課題が出てくる。そのような  
活動をまち協の防災班ですっとやっていると、じゃあこの組織にいざというときにお世話  
になろうということ、個人情報を提供しようかということなろうかと思うため、地道な  
信頼を作っていく関係になるのかと思う。ただ、そのときにも私はよく言うが、全部を知  
ろうということはしなくてもよいと思う。人知れず死んでしまいたいという自由だって最  
最終的にはあると思う。最終的には、自分の情報をどこまで出すのかというのは個人の話に  
なる。市とか民生委員に頼るのではなく、まち協ができれば、その中の防災に長けたグル

ープが信頼関係を築きながら、個人情報それぞれ地道に取りに行く作業をせざるをえないのだろうと思う。

委員：地域予算の話であるが、まだこれから検討される段階であるということで、2月に市長へ有識者会議の意見書が提出されるとなっている。その後で、それをもとに、市の中のコミュニティ研究会で骨格をまとめるとなっている。この中に、住民の意見がいかん反映されるかが見えてこない。すべて、行政の中で決めてしまうのか。

担当部局：ある程度の制度設計ができれば、実際に制度を活用していただくのはまちづくり協議会の方であるため、地域の役員の方に意見を聞く機会を設けたいと思っている。

委員：意見を聞くだけで、それを具体的な形で反映できるか。今まで、意見を聞いてもらうだけでほとんど反映されたことがない。やはり、現行の制度の中で検討されることになるから、やはり住民のできる範囲が自ずと限定されてくる。そこを一步踏み越えてもらいたい。使い勝手のよい地域予算にするには、例えば、街灯を修理するお金が毎年地域にこれだけに入っているから、これだけ必要と考えたら、使い道が限られてしまう。そうすると、地域予算といえども、単に今まで行政がやっていたことを、まち協が肩代わりしていることになりかねない。もう少し、自由度を持たせて、いくらかのお金をボンと地域に落として、地域は自分たちで計画を立てて、行政と一緒に協働でやろうとか、まち協だけでやるとか、自由度を持たせた予算制度が絶対に必要だと思っている。現在の行政手続きをまとめて下ろしていく予算では、同じことを代行しているだけになるので、絶対にそうならないようにお願いしたい。

担当部局：今、例えば地域に入れているお金が100だとして、それが200になることは全くない。また、10のお金のかかる事業を10個積み上げた100を渡すのではなく、10の積み上げではない100を地域に渡すという考えでいる。

委員：100の内訳を示してもらうのはよいが、そのお金をそのとおり使ってくださいというのでは、何にもならない。

担当部局：ただそれは今後の課題である。これまで渡してきた補助金や委託料などのお金にはきちんと目的があり渡しているわけであるから、一切をまとめて、自由に使ってくださいというのでは、施策の担当部署からすると、今までの施策を無くすことにもなりかねないため、大きなことだと思う。

委員：単にまち協が、行政の手続きの代行機関であってはならないと思っている。ぜひ、良い制度にしてほしい。その段階で、住民の意見をいかに聞いていくかが課題だと思う。ある程度固まった段階で聞いてもらっても、あれはだめ、これはだめとなりかねない。もっと早い段階で住民の意見を聞いてほしい。

担当部局：色々な意見を聞く機会は今後持たせてもらう。

会長：実際のところ、これを具体的にしていく中で、お金の話で、各課が抱えている補助金というのは、自分たちがこういう施策を地域にやってほしいからと考えて出しているものである。本来、市役所がやるべきことをお願いするということが、誘導する形で補助金を出している。だから、担当室としては、一括交付金化するのは問題ないが、これだけはやってほしいということは出てくると思う。

それで、有識者会議の中でも出てきているのは、選択性にするものも出てくるのかとい

う議論になっている。そうすると、一括交付金化したところと、そうでないところと二本立てになってしまい、担当部署としては、事務が煩雑になることで嫌がるということは起こりえると思う。

そこで期待するのは、市長のリーダーシップだと思う。市長がこういうことをやっているということで、すぐにはいかないだろうが、市の総合計画の策定に併せて、まち協を今度の総合計画の推進エンジンに位置づけていくであろうから、コミュニティ研究会で議論されるのは非常に重要なことだと思う。

その他の意見などいかがか。

委員：どこかで試行してはどうか。

担当部局：すでに、地域コミュニティ助成金で敬老会事業を廃止して、敬老会にかけていた費用の積算分をコミュニティ活動助成金の中へ一括して交付しているため、条件としては、少なくともどんな形でもよいため敬老会事業をしてもらうように変わってきている。例えば、30万円のお金で敬老会をしていたものを、今度は10万円で敬老会事業をして、あとの20万円は地域の実情に応じて使ってもらう形に現在すでに変わってきている。

委員：考え方は分かるが、それは選択肢が少ない中で話をしていることであり、それを運用するのは無理である。長年の流れの中で、30万円の中身はこれに使う、あれに使うというものが決まっている。もっといっぱい選択肢があって、その中で大枠を大きくして自由度を高めないといけないと思う。

会長：パイを大きくすると、切り分けが色々可能になるというのは確かにそのとおりだと思う。

ただ、まち協ができて長い年数が経っているところを見ると、日本人は真面目だから、まち協が役所組織みたいになってしまう。例えば、去年もこの予算を確保したから、今年もこれをしようとなってしまう。なぜ、役所と同じようなことをまち協がするのかと思ってしまう。結局、それをやるためには、地域が徐々に変わっていったこと、また、この事業をすることで、どんな効果があった、こんな問題があった、だから問題を解決するためにはもっとお金が必要だとか、こんなに問題があるのであればもっと別の方法を考えないといけないということで、役所もようやくPDCAサイクルを始めたが、まち協もそれをやるしかない。

これは本当に、日本人が真面目だし、去年やっていけば、今年もしないといけないと思うし、そうなれば去年と同じだけの予算を組むことが必要だということになる。それで、どんどん固定化されてしまう。もっと自由に使えるはずだと思う。

委員：日本人のDNAだと思う。自然とそうなってしまうところがある。

会長：そう思う。しかし、地域の実情はどんどん変わっていくということもあり、そのあたりを考えていかななくてはいけないと思う。

委員：もう一つ、地域予算の全体の話であるが、今、指定管理業務で各コミュニティと契約をしているが、先ほどのコミュニティの活動補助金と指定管理料だけでも来年から一本化できないかと思う。

会長：有識者会議でも少し議論になった。

担当部局：事務局としてもそれができるのではないかと検討した。一括交付金の中に、指定

管理契約も入れられないかということで考えていた。しかし、法的に無理だということであった。

会長：指定管理業務は委託契約で、元々、公の施設を管理することを委託業務として契約しているため、かっちりとそのために使わないといけないということであった。委託契約であるため、その委託の範囲内で使っていただくお金ということであった。

委員：今の指定管理業務も委託契約であるが、非常に片務性が高い。市と対等ではない。まち協も契約者として契約しているわけだから、当然事務費が発生すると思う。それだけでも来年度から入れることを考えてほしい。

担当部局：来年度は無理である。早くても平成 29 年度からの検討になる。

会長：それでは、本日いただいたご意見をもとに次回は「地域づくり」に関して議論をしたいと思う。

担当部局：一つ確認をしたいと思うが、どうしてまちづくり協議会でないといけないというのは、なぜ、まちづくり協議会が亀山市に必要なのかということであると思うが、その点については、これまでも色々なところですでに議論されてきて、説明もしてきた。

委員：それは、住民に納得されているか。私自身も納得していないし、誰にも納得されていないと思う。要するに、地域コミュニティでなぜできないのか。今やっていることはそのまま地域コミュニティでやろうと思えばできる。だから、名前を変えて、まちづくり協議会でないといけないのかということが全く整理されていない。したがって、私たちも理解できていない。

担当部局：これまでの地区コミュニティでの活動の経過を見えてもらえばよいのではないのか。

委員：そのような話ではない。名前を変えずに、地区コミュニティでやろうと思えば、今までのやり方から変えてできる。なぜ、名前を変えないといけないのかが知りたい。それが理解できない。

委員：名前を変えたほうが、新しい取り組みに取り組みやすいからではないのか。

担当部局：地域のしくみづくりが、まちづくり協議会であると位置づけている。組織や枠組みは、コミュニティとほとんど変わっていない。範囲も同じである。

委員：何が違うかということ、端的に言えば、まちづくり計画を作って、事業を実施しようということだと思う。それは分かっている。しかし、それでは、なぜ地区コミュニティではだめなのか、名前を変える必然性がないと思う。

担当部局：そのしくみが、地区コミュニティにはないからである。

委員：そのしくみを地区コミュニティに導入すればよいだけの話だと思う。まちづくり協議会でないと、そのしくみを導入できないということはないと思う。

会長：おそらく、亀山市でも多様性があるというのが、全体の話ではないのかと思う。今までの話を聞いていると、必ずしも、自治会とコミュニティが上手くやれているところばかりではないと聞いているので、色々な地域性がある中で言うと、コミュニティがそのまま移行するところもあってもよいだろうし、しくみとして、コミュニティも自治会も含めたまちづくり協議会という組織が必要になるというのが今回の設置条例で作ってほしいという話になると思う。



委員：例えば、極端に言うと、まち協でない地域予算を渡しませんということになるのか。  
そのようなくみも考えられるのか。地域予算を使えるのは、まち協だけで、地区コミュニティは使えないということもありえるのか。

担当部局：それは、そういう方向性にならざるを得ないと思う。

委員：それは、明文化するのか。地区コミュニティのままでは、極端に言うと、昔のままであるということになるのか。

担当部局：明文化する。だから地域予算制度と一体になって考えている。

委員：それであれば、なぜまち協なのかということも分かるかもしれない。

担当部局：ある地区コミュニティでは、自治会が加入していないところもある。平成24年度から始めたこの取り組みも、地区コミュニティと自治会とは別々という地域があったことから、それぞれ別々の組織団体として、みんなで地域組織を包含した組織体を作ろうとしたことがまちづくり協議会の始まりであった。

会長：それでは、今回は、「地域づくり」について、さらに議論をしていきたいと思う。その他の項で事務局より説明をお願いします。

### 3. その他

(1) 次回の検討テーマ②「協働」に関する現状の取組の説明について

- ・市民活動応援券制度の現状
- ・協働事業提案制度の現状
- ・亀山市協働の指針におけるまちづくり協議会の位置付けについて

(2) 次回の推進委員会

日程 平成27年2月27日(金) 9時30分～11時30分

場所 本庁3階第3委員会室